

厚生労働大臣が定める掲示事項等

令和7年4月1日

○厚生労働大臣の定める掲示事項

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○診療日及び診療時間

月・火・木・金・土 9:00~12:00 16:00~18:00

水・日・祝日休み

診療科により受付時間が異なります。各科の表示を参照ください。

○入院基本料に関する事項

1. 1病棟 一般病棟46床 急性期一般入院料4（うち地域包括ケア病床16床）

入院患者10人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しています。

地域包括ケア病床では、地域包括ケア入院管理料2を算定しております。

1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員1人あたりの受け持ち患者数
9時から17時まで	5人以内
17時から9時まで	21人以内

2. 2病棟 療養病棟38床 療養病棟入院基本料1

入院患者20人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しています。

入院患者20人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員1人あたりの受け持ち患者数	看護補助者1人あたりの受け持ち患者数
9時から17時まで	10人以内	10人以内
17時から9時まで	38人以内	38人以内

3. 療養病棟 療養病棟50床 療養病棟入院基本料1

入院患者20人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しています。

入院患者20人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と8人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員1人あたりの受け持ち患者数	看護補助者1人あたりの受け持ち患者数
9時から17時まで	9人以内	9人以内
17時から9時まで	50人以内	50人以内

4. 回復期リハビリテーション病棟 一般病棟45床 回復期リハビリテーション入院料1

入院患者13人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しています。

入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員1人あたりの受け持ち患者数	看護補助者1人あたりの受け持ち患者数
9時から17時まで	6人以内	15人以内
17時から9時まで	43人以内	43人以内

○入院時食事療養（I）に係る食事療養について

当院では、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○保険外併用療養費について

当病院では、通算の入院期間が180日を超えた場合、厚生労働大臣の定めにより、入院基本料の15%相当の費用を患者様に負担していただきます。（厚生労働大臣が定める状態を除く。）

当病院では特別な療養環境（差額ベッド代）として費用を患者様に負担していただきます。詳しくは別添「保険外併用療養費のご案内」をご覧ください。

○「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当病院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行する事といたしました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することといたしました。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

○酸素の購入価格について

定置式液化酸素貯蔵（CE） 0.19円

小型ボンベ（3,000ℓ以下） 2.31円